

東日本製鉄所における環境管理の徹底を目的に、業務分掌事項を改正する

丸印：変更項目・追加項目 下線：主な変更点

改正前の業務分掌事項	改正後の業務分掌事項
<p>環境・防災室</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 環境管理（緑化を含む）に関する事項 2 環境に関する調査、測定、技術上の研究に関する事項 3～7 略（防災・保安関係） 8 前各号に関する関係部署への連絡、勧告、教育、訓練および指導に関する事項 9 前各号に関する官庁提出書類、その他外部提出資料の作成および対外対応に関する事項 10 所内グループ会社および協力会社の環境・防災管理に関する技術的指導に関する事項 	<p>千葉環境・防災室</p> <p>千葉地区における</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 環境管理（緑化を含む）に関する事項 ② 環境に関する調査、測定、<u>巡視（陸・海）</u>、技術上の研究に関する事項 ③ 環境に関する各部門への指導、勧告、<u>操業停止命令</u>に関する事項 ④ 産業廃棄物の管理に関する事項 5～9 略（防災・保安関係） 10 前各号に関する関係部署への連絡、勧告、教育、訓練および指導に関する事項 11 前各号に関する官庁提出書類およびその他外部提出資料の作成ならびに対外対応に関する事項 12 所内グループ会社および協力会社への環境管理、防災管理、保安の技術的指導に関する事項
<p>【各工場の業務分掌事項】</p> <p>（例）冷延工場</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 帯鋼の酸洗、冷間圧延、清浄、焼鈍、冷間極薄圧延、調質および剪断に関する事項 2 第1号に関する技術的改善に関する事項 3 所管ヤード内における商品および半製品の現品管理に関する事項 4 工場内および表面処理工場の起重機の運転および日常整備に関する事項 	<p>【各工場の業務分掌事項】</p> <p>（例）冷延工場</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 帯鋼の酸洗、冷間圧延、清浄、焼鈍、冷間極薄圧延、調質および剪断に関する事項 ② <u>所管全プロセスにおける生産物、排出物、購入物の環境管理、処理および対策に関する事項</u> 3 前各号に関する技術的改善に関する事項 4 所管ヤード内における商品および半製品の現品管理に関する事項 5 工場内および表面処理工場の起重機の運転および日常整備に関する事項

東日本製鉄所における環境管理を強化するために、「東日本製鉄所 環境管理規程」を改訂する

改訂後の規程本文

丸印：追加項目 下線：主な変更箇所

第 1 章 総 則

(この規程に定める事項)

第 1 条 この規程は、環境関係諸法令、協定等（以下「法令等」という）に基づき、東日本製鉄所（以下「所」という）の千葉地区（西宮含む）および京浜地区（以下「各地区」という）における環境管理を推進し、良好な地域環境を確保するために必要な基本的事項を定める。

(法令および環境マニュアルの適用)

第 2 条 この規程に定めのない環境管理に関する事項は、環境関係諸法令ならびに所または各地区で定める規程類および環境マニュアルによるものとする。

(適用の範囲)

第 3 条 この規程は、当所従業員および所に駐在する他事業所従業員について適用し、協力会社従業員についてはこれを準用する。

(会社および従業員の責務)

第 4 条 所は、環境管理体制を確立し、公害を防止するために必要な措置を積極的に講ずる。
 (2) 従業員は、法令および本規程や環境マニュアルに定められた事項を遵守するとともに、所および各地区が実施する環境に関する諸措置に積極的に協力し、常に環境保全を徹底するよう努めなければならない。

(環境管理責任)

第 5 条 環境管理は所の組織において各部、各工場（室）の管理者および監督者がそれぞれの責任において行うこと（ライン管理）を基本とする。
 (2) 各部課は環境負荷を増大させる、または新たな環境負荷を発生させる状況が起こった際は直ちに発生源を断絶し、原因の究明と対策を行わなければならない。

(環境管理組織)

第 6 条 所長は所全体の環境管理を統括する
 (2) 環境管理部は所長を補佐し環境管理に関する所全体の監督を行う
 (3) 各副所長は担当する各部課の環境管理を総括し、各部課における管理の徹底を図る。

(環境管理部の権限)

第 7 条 環境管理部は各部課に対し以下の権限を持ち、各部課は環境管理部からの指示に直ちに従わなくてはならない。
 (2) 環境負荷の増加や環境対策の不備を確認した場合は当該部課へ対策、改善の指導、勧告を行う。
 (3) 法令等に定める基準を超える汚染物質の漏洩、その危険、著しい環境負荷の増加を確認した場合もしくは前号の指導等の対策がとられない場合は、所長と協議の上、発生源の所管部課へ操業停止命令を出す事ができる。

(公害防止管理者)

第 8 条 製造部門等環境負荷を発生させる工場（室）には公害防止管理者の資格を有する者を少なくとも1名置かななくてはならない。

(対外報告)

第 9 条 環境関係諸法令、協定等に基づく環境測定値について日常的に関係省庁、自治体等へ報告しなければならない。
 (2) 重大な環境影響を及ぼす可能性のある事象が生じた場合は、速やかに原因を究明し対策立案を行い関係省庁、自治体等に報告しなければならない。

第 2 章 運用等

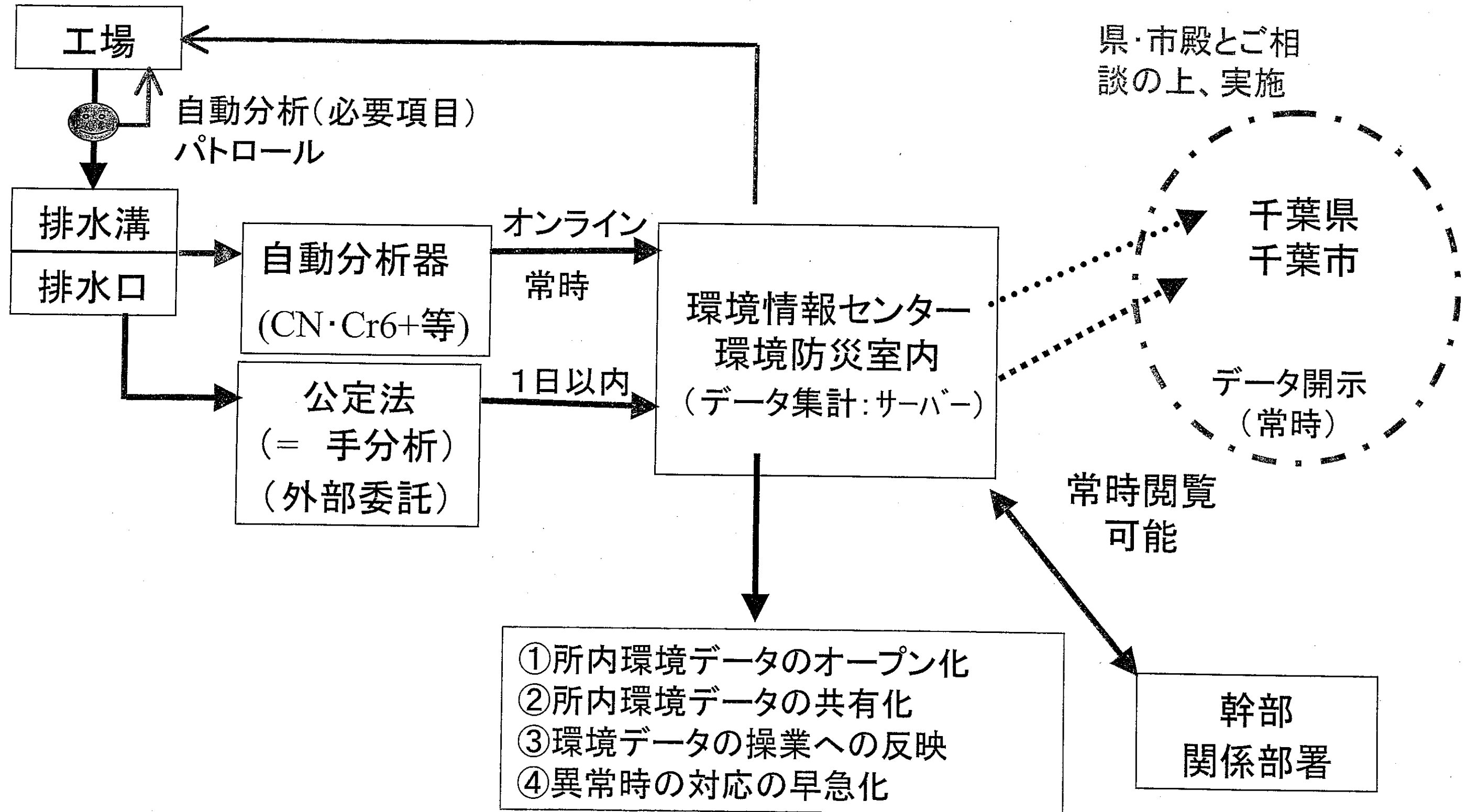
(環境マニュアル)

第 10 条 所における環境管理の具体的な組織、運用等については、千葉地区は、『東日本製鉄所（千葉地区）環境マニュアル』に、京浜地区は、『東日本製鉄所（京浜地区）環境マネジメントシステムマニュアル』に定める。

以上

資料3

環境監視体制の考え方(水質関係)



資料4

排水溝における排水異常の原因と対策措置(対象物質別)

対象物質	場所	原因	今までに実施した対策	再発防止のための対策強化検討内容
シアン化合物	活性汚泥処理排水溝	原水のシアン化合物の濃度変動に対して、凝集沈殿ろ過によるシアン化合物除去率が一時的に低下	水質分析頻度アップによる管理強化	・自動分析計設置による濃度管理強化 ・砂ろ過、活性炭吸着設備増強(1系列から2系列へ増強)
化学的酸素要求量(COD)	東銑鋼総合排水溝	凝集剤添加量不足による一時的処理効率低下	管理強化(凝集剤添加量適正化)	処理水質監視強化
	生浜総合処理水排水溝	・含油排水処理不良による一時的な効率低下 ・凝集沈殿槽の分離不良による除去率低下	沈殿槽からの汚泥の引抜き管理強化	・脱水機増強による排泥能力向上 ・砂ろ過設備増強
	西工場総合汚水処理排水溝	降雨時の雨水混入による一時的処理不良	・雨水混入場所の特定と防止措置実施 ・活性汚泥の機能回復(種汚泥の投入)	・雨水混入防止の計画的推進及び、合併浄化槽増強 ・ろ過器の機能向上
	西総合排水処理排水溝	凝集剤過注入による一時的な上昇	管理強化(凝集剤添加量適正化)	処理水質監視強化
	活性汚泥処理排水溝	凝集沈殿槽の分離不良による除去率低下	凝集剤添加量調整による管理強化	砂ろ過、活性炭吸着設備増強(1系列から2系列へ増強)
	5号ポンプ所排水溝	凝集剤注入配管閉塞による薬注不良	・配管改造 ・管理強化(凝集剤添加量適正化)	処理水質監視強化
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油)	東銑鋼総合排水溝	凝集剤添加量不足による一時的処理効率低下	管理強化(凝集剤添加量適正化)	処理水質監視強化
	西総合排水処理排水溝	一時的な油分負荷増	管理強化(油水分離強化)	処理水質監視強化
	西工場総合汚水処理排水溝	降雨時の雨水混入による一時的処理不良	・雨水混入場所の特定と防止措置実施 ・活性汚泥の機能回復(種汚泥の投入)	・雨水混入防止の計画的推進及び、合併浄化槽増強 ・ろ過器の機能向上
	活性汚泥処理排水溝	油分の一時的流入による除去不良	油水分離槽 管理強化	・自動分析計設置による濃度管理強化 ・砂ろ過、活性炭吸着設備増強(1系列から2系列へ増強)
窒素含有量	活性汚泥処理排水溝	アンモニア除去不良による一時的処理効率低下	アルカリ添加アンモニアストリッピング設備設置	(恒久対策済み)
	東銑鋼総合排水溝	凝集剤添加量不足による一時的処理効率低下	管理強化(凝集剤添加量適正化)	処理水質監視強化
	生浜総合処理水排水溝	一時的な原水負荷増による窒素含有量濃度上昇	・ラインとの連絡強化による原水負荷低減(通過表面積量制限) ・硝酸回収増によるリンス排水量の低減	脱窒処理設備設置
	西総合排水処理排水溝	一時的な原水負荷増による窒素含有量濃度上昇	窒素含有排水の平準化	脱窒処理設備設置
りん含有量	活性汚泥処理排水溝	凝集沈殿槽の分離不良による除去率低下	凝集剤添加量調整による管理強化	砂ろ過、活性炭吸着設備増強(1系列から2系列へ増強)
浮遊物質	西工場総合汚水処理排水溝	降雨時の雨水混入による一時的処理不良	・雨水混入場所の特定と防止措置実施 ・活性汚泥の機能回復(種汚泥の投入)	・雨水混入防止の計画的推進及び、合併浄化槽増強 ・ろ過器の機能向上
	西総合排水処理排水溝	シクナーキャリーオーバーによる浮遊物質の流出	汚泥引抜き管理強化	処理水質監視強化
	東銑鋼総合排水溝	シクナーキャリーオーバーによる浮遊物質の流出	汚泥引抜き管理強化	処理水質監視強化
	活性汚泥処理排水溝	凝集沈殿槽の分離不良による除去率低下	凝集剤添加量調整による管理強化	・自動分析計設置による濃度管理強化 ・砂ろ過、活性炭吸着設備増強(1系列から2系列へ増強)
溶解性鉄含有量	活性汚泥処理排水溝	凝集剤添加量過多による濃度上昇	凝集剤添加量調整による管理強化	処理水質監視強化
	生浜総合処理水排水溝	pH制御異常による溶解性鉄酸化不良	運転管理強化(pH計点検強化)	pH計の2重化による設備信頼性向上

対象物質	場所	原因	今までに実施した対策	再発防止のための対策強化検討内容
シアン化合物	西6号線排水口	・ダスト精錬炉ガス清浄設備の循環水冷却塔からミストが飛散し、周辺の塵埃に付着し、降雨により道路脇の雨水口に流出した。 ・スラッジ脱水用フィルタープレス設備からの漏水が舗装道路に流出し、道路脇の雨水口に流出した。 ・水処理設備シックナーのコンクリート製側壁に亀裂があり、この亀裂より水が地下へ浸透した可能性がある。	・ダスト精錬炉周辺の堆積物除去、清掃 ・シックナー側壁の亀裂補修、止水	・冷却塔上部にもエリミネータ設置し、ミスト飛散防止強化 ・防液堤増強、周辺エリア内雨水処理設備設置 ・スラッジ脱水用フィルタープレス設備防液堤設置
	西7号線排水口	焼結機で処理するために、焼結用原料粉ベッドヤードに持ち込んだダスト精錬炉のスラッジから、降雨によりシアン化合物が流出し、道路脇の雨水口へ流れた。	ダスト精錬炉スラッジは、ヤードへの持ち込み停止。	ダスト精錬炉スラッジの仮置きが必要が生じた場合は、遊休水処理設備のシックナー(コンクリート製の水槽)内へ搬入する。
	新中1号線排水口	原水のシアン化合物の濃度変動に対して、凝集沈殿ろ過によるシアン化合物除去率が、一時的に低下した。	水質分析頻度アップによる管理強化	・自動分析計設置による濃度管理強化 ・砂ろ過、活性炭吸着設備増強(1系列から2系列へ増強)
六価クロム化合物	西6号線排水口	①廃液ローリー輸送時の六価クロム化合物の混入 六価クロム化合物濃度の高い廃液輸送後、内部洗浄せずステンレス廃酸を西脱水センターへ輸送したため、ステンレス廃酸中に六価クロム化合物が混入した。 ②脱水機ホッパーからのろ液漏水 西脱水センターは、六価クロム還元機能が無く、六価クロムを含んだ中和水が脱水機周辺から漏れ、コンクリート床面を流れ、アスファルト舗装道路の雨水側溝へ流出した。	六価クロム輸送後は、タンク内部を洗浄徹底し、次の輸送廃液内への六価クロム混入を無くす(洗浄廃液は、クロム廃液処理で処理する)	・クロム酸輸送タンクローリー車を専用化する。 ・脱水機周辺に防液堤を設置する。
化学的酸素要求量(COD)	西6号線排水口	降雨時の道路排水(スラグヤード周辺)の一時的汚れ流出	管理強化(道路清掃実施)	・道路清掃強化(ロードスイーパー増強) ・環境パトロール体制強化等の監視強化
	西7号線排水口	台風時、地下ピットが浸水したため、応急対策として油混じりの水を野外にくみ出した際、地表が油で汚れた。その結果、降雨時に汚れた雨水が排水路に流入した。	地下ピット水(含油水)は、油処理設備で処理する。	地下ピットへの雨水浸入を防止する。
pH	西6号線排水口	降雨時中和不良、設備故障等	・機器整備による機能復帰 ・硫酸残量点検強化	・硫酸滴下中和能力増強 ・環境パトロール体制強化等の監視強化
	西4号線排水口			
ふっ素及びその化合物	新中1号線排水口	活性汚泥処理設備(凝集沈殿設備)の一時的処理効率低下	活性汚泥処理設備の管理強化(凝集沈殿槽透視度など)	・自動分析計設置による濃度管理強化 ・砂ろ過、活性炭吸着設備増強(1系列から2系列へ増強)
	北排水1号排水口	生浜総合処理設備の一時的処理効率低下(消石灰注入量不足)	生浜総合処理設備の管理強化(受入排水pH管理強化、消石灰注入量増加)	生浜総合処理設備の増強
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油)	南海水線(南)排水口	降雨時の道路排水汚れの一時的流出	管理強化(道路清掃、工場出側マンホール点検強化)	・道路清掃強化(ロードスイーパー増強) ・環境パトロール体制強化等の監視強化
	北海水線(北)排水口			
	南1号線排水口			
	南排水西1号排水口			
	東排水中央1号排水口			
	西4号、西5号線排水口			
窒素含有量	新中1号線排水口	アンモニア除去不良による一時的処理効率低下	アルカリ添加アンモニアストリッピング設備設置(恒久対策済み)	アルカリ添加アンモニアストリッピング設備設置(恒久対策済み)
	北排水1号排水口	一時的な原水負荷増(濃度、負荷量)による窒素含有量濃度上昇	・ラインとの連絡強化による原水負荷低減(通過表面積量制限) ・硝酸回収増による、リンス排水量の低減	生浜総合処理設備の増強
浮遊物質	西6号線排水口	降雨時の道路排水汚れの一時的流出	管理強化(当該設備周辺、道路清掃実施)	・道路清掃強化(ロードスイーパー増強) ・環境パトロール体制強化等の監視強化
	南1号線排水口			